

給水申請に関するよくあるご質問

須恵町役場上下水道課

Q. メーターボックス設置位置は、道路境界から宅地側へどの程度まで入っておけばよいか。

A. 直線距離で 2m 以内、かつ検針可能な場所に設置してください。管の延長 2m 以上横引きで配管したり、任意の位置にメーターを設置する場合は、2m 以内に「青銅製丸ハンドル付埋設用バルブ」を設置してください。このバルブを町と申請者との管理責任の分岐点(責任分岐バルブ)とします。

Q. 責任分岐バルブボックスの材質は何を使えばよいですか。

A. 車の乗り入れがあるなど破損の恐れがある場合は鋳鉄製の蓋を使ってください。内径は 10 cm 以上あるものを使ってください。設置後のバルブボックスの取替や修繕は、申請者で行っていただきます。

Q. 地下式メーターボックスや、古いタイプの地上式メーターボックスは使えますか。

A. 地下式メーターボックスは採用していません。古いタイプの地上式メーターボックスは現在の須恵町指定の地上式メーターボックスに取替をお願いします。

Q. 井戸から水道に切り替える場合、既設の宅内配管を利用できますか。一部の蛇口のみ井戸水にできますか。

A. 可能です。井戸と水道の誤接続がないように、切り離してキャップ打ちしたところがわかるように写真を提出してください。竣工図にも、井戸と上水道の給水栓がわかるように記載してください。また、竣工検査時に確認できるようにしておいてください。

Q. メーターの工事使用はできますか。

A. 申請がなされており、書類が提出されている場合、給水開始届の提出を持って水道を使用することができます。また、開発行為等で加入金を納めていて、水道管が引き込まれている場合は、一時用の給水申請でメーターを貸し出すことができます。その際、一時用の給水加入申込金が必要です。

Q. 書類の提出は時間がかかりますが工事用で水道を引けますか。

A. 申請がされておらず、加入金が未納の場合は水道引き込みはできません。

Q. 大口径メーターがついていて、工事で少し水を使いたい。小さいメーターを借りれますか。

A. 一時用給水申請をすることでメーターを貸し出せます。その際、一時用の給水申込加入金が必要です。

給水申請に関する注意点

次のことにご注意ください。

- ・届出無しで着工しないでください。無届けで給水管が改造されており、メーター設置しないまま水が使えるようにしてある事例などが見受けられます。
- ・圧着機を使った部分は、確実に保護してください。保護せずにその部分から漏水する事例があります。
- ・バルブやメーターは事前に協議し、指定のものを使ってください。それ以外のものを使用し、手直し工事が発生した事例があります。

※ 悪質な場合は、過料を徴収のうえ、指定給水装置工事事業者の取消を行います。